

第8次一宮市総合計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、現行の「第7次一宮市総合計画」の計画期間が2027年度をもって終了することから、2028年度を初年度とする「第8次一宮市総合計画」を、同じく計画期間満了を迎える「一宮市デジタル田園都市構想総合戦略」と一体的に策定する。

本要領は、「第8次一宮市総合計画策定支援業務」に係る契約の相手方となる候補者を選定するための公募型プロポーザルの実施等に際し、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

第8次一宮市総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 契約及び業務委託内容

別紙「第8次一宮市総合計画策定支援業務委託契約約款」（以下「契約約款」という。）及び「第8次一宮市総合計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

※契約時における仕様書は、提案採用候補者の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(3) 委託期間

契約締結日から2028年3月31日まで

(4) 発注者

一宮市

(5) 契約限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

全体額 32,084,000円

なお、各年度の支払上限額は次のとおりとする。

【2026年度】17,680,000円 【2027年度】14,404,000円

(6) 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 スケジュール

No.	日程	項目
1	2026年4月13日（月）	プロポーザル公募開始、質問受付開始
2	2026年4月20日（月）午後5時必着	質問書提出期限
3	2026年4月22日（水）予定	質問回答
4	2026年4月24日（金）午後5時必着	参加申出期限
5	2026年5月7日（木）	審査会開催通知
6	2026年5月12日（火）午後5時必着	企画提案書等提出期限
7	2026年5月18日（月）予定	プレゼンテーション審査会
8	2026年5月20日（水）予定	結果通知
9	2026年5月25日（月）予定	契約締結

4 参加資格及び資格の喪失

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の項目を全て満たす者であること。

- ア プレゼンテーション審査の日において、令和8・9年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 本プロポーザルの公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの期間において、本市から入札参加停止または入札参加保留の措置を受けていないこと。
- オ 本プロポーザルの公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ 過去に都道府県、市町村等において本業務と同等業務についての実績を有すること。

(2) 資格の喪失

次の項目のいずれかに該当する場合、参加資格を喪失するものとする。

- ア 企画提案書、その他提出された書類等に虚偽の記載があったとき。
- イ 4の(1)で定めた参加資格を満たさないこととなったとき。

5 参加申出

本プロポーザルに参加する者は、次の項目にしたがって参加申出をすること。

(1) 参加申出期限

2026年4月24日（金） 午後5時00分

(2) 参加申出方法

下記により、電子メールにて参加申出先へ送信すること。

- ・電子メールのタイトルは「一宮市総合計画策定支援業務審査会参加申出(法人名)」とすること。
- ・電子メール本文には、以下の情報を記載すること。（様式はありません。）
 - ① 参加する者の所在地、名称（法人名）、代表者職氏名
 - ② 担当者の所属部署、氏名、電話番号

(3) 参加申出先

一宮市総合政策部 政策課

【メールアドレス】seisaku@city.ichinomiya.lg.jp

※送付後、必ず提出確認の電話連絡を行うこと。

【連絡先】一宮市総合政策部政策課 電話：0586-28-8952

6 企画提案書等

参加申出した者は、次の項目にしたがって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2026年5月12日（火） 午後5時00分

(2) 提出先

一宮市総合政策部 政策課

(3) 提出方法

資料提出専用サイトから提出すること。

【資料提出専用サイト】URL：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1517503>

※書類は全て電子データを提出すること。

※送付後、必ず提出確認の電話連絡を行うこと。

【連絡先】一宮市総合政策部政策課 電話：0586-28-8952

※なお、資料提出専用サイトのアップロード上限値は1ファイルあたり10MBまでとなるため、それを超えてアップロードができない等の場合は、別途送信方法について案内するため、速やかに上記連絡先へ連絡すること。

(4) 提出物

ア 参加意思表明書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号）

ウ 配置予定者調書（様式第5号）

エ 企画提案書（様式は任意）

オ 業務工程表（様式は任意）

・2か年分

・受注者が実施する業務と市が実施する業務を明確に区別すること

カ 見積書（様式は任意）

・2か年度分

・積算内訳書を含む

・会社名、代表者名、代表者印を記入押印すること

(5) 企画提案書作成上の留意点

ア 企画提案書は、仕様書の趣旨に沿う提案とし、審査及び評価しやすいよう、別紙「評価基準」にあわせて企画提案書をまとめること。

イ 提出形式は、電子データ（拡張子：PDF）とする。

また、表紙を含め各ページには、下部にページ番号を表示すること。

ウ 枚数は表紙・裏表紙等を含め15ページ以内とすること。

エ 表題は「一宮市総合計画策定支援業務企画提案書」とする。

オ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

カ 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。

(6) その他

ア 提出書類一式は返却しない。

イ 提出された書類等は本プロポーザル以外の目的では使用しない。

ウ 提出書類一式は、当市の必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 企画提案書の提出後において、企画提案書に記載された内容は、いかなる変更も認めない。

オ 提出書類等に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において、本市がこの事業に関し必要と認められる用途につい

ては、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

カ 本プロポーザルを辞退しても、今後の本市との取引に不利益を与えるものではない。

キ 参加意思表明書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第3号）を郵送で提出すること。

7 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第4号）に質問を記入し、資料提出専用サイトから提出すること。

※質問については、提出が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

【資料提出専用サイト】URL：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1517503>

(2) 質問受付期限

2026年4月20日（月） 午後5時00分

(3) 質問に対する回答

2026年4月22日（水）までに、本市ウェブサイト公表し、個別の回答は行わないものとする。なお、提案書の書き方等の質問には答えられないので注意すること。また、参加資格を満たさないことが明らかな質問者からの質問に対しては、市は回答しないことができるものとする。

(4) 回答の扱い

質問への回答は、本実施要領等の追加又は訂正とみなす。

8 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。詳細はプロポーザル参加申出者に対し、改めて電子メールで連絡を行う。プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクター及び投影用スクリーン（若しくはモニター）は本市で用意するが、PC、接続用ケーブル等必要な備品があれば、あらかじめ相談のうえ参加者が用意すること。

なお、提出済みの企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

(1) プレゼンテーション時間

1 提案者につき30分以内とする。（提案20分、質疑応答10分）

(2) 出席人数

業務担当予定者を含む3名までとする。

9 評価及び選考方法

提案採用候補者は、次の項目によって評価、選考する。

(1) 選考は、別紙「評価基準」に定められた評価表に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 企画提案の審査は、『第8次一宮市総合計画策定支援業務』委託事業者評価委員会にて実施する。

(3) 選考の結果、決定した参加者を提案採用候補者とし、随意契約の交渉を行う。

10 結果通知

プロポーザル参加者全員に「選考結果通知書」を送付し、提案採用候補者として採用または非採用の結果を通知するものとする。なお、結果についての異議申し立ては受け付けない。また、結果に関する質問にも回答しない。

11 契約の締結

提案採用候補者は、契約締結に向け、速やかに事務手続き等を行うものとする。

(1) 見積書の提出

提案採用候補者は、契約時における仕様を確認の後、見積書を提出すること。

(2) 契約

企画提案書に基づき仕様の内容を本市と協議した上で、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については 2 の (5) で示した契約限度額を超えることはできない。

また、契約の履行に関しては、契約約款及び仕様書に基づかなければならない。

(3) 次点の参加者の繰上げ

提案採用候補者が次のいずれかにあてはまるときは、選考の結果次点となった者と協議を行う。

ア 本要領 4 (2) に該当することが明らかになったとき。

イ 本業務の契約を締結するまでの間に一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領 (平成 13 年 4 月 1 日制定) に基づく指名停止の措置を受けたとき。

ウ その他の理由により契約締結が成立しなかったとき。

12 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出にあたり、不達及び遅配を原因とする参加者の不利益が生じても、本市はその責めを負わない。

(3) 本プロポーザルは提案採用者の候補となった者の採用の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない場合がある。

(4) 参加者は本提案に関して、使用に関する一切の権利関係を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。

(5) 指定の様式は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

(6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度定める。